

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合は、道は、事態を適確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。このため、本市は、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1. 市行動計画の見直し

本市は、特措法第7条第3項の規定に基づき、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた道行動計画を見直していく。

1-2. 実践的な訓練の実施

本市および医療機関は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 市行動計画の作成や体制整備・強化

- (1) 本市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成・変更する。また、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。
- (3) 本市は、国やJ I H S、道の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生研究所の人材の確保や育成に努める。
- (4) 国は、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等について、都道府県等の取組を支援する。

1-4. 国および道ならびに市町村等の連携の強化

- (1) 本市は、国および道ならびに指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。

第3部 第1章 実施体制

- (2) 本市は、道および指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、道内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- (3) 本市は、感染症法第10条の2第1項に基づき道が組織する連携協議会で協議された入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方や、国が定める基本指針等を踏まえて、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、市行動計画および*地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合には、本市においても事態を適確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。その際、道は、道連絡本部を設置し、道および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

本市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、道および関係団体と情報共有を図り、地域の感染状況に応じた必要な対応を行う。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 新型インフルエンザ等が発生したと認められ、政府対策本部が設置された場合には、道は、直ちに道対策本部を設置し、本市は必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。本市が市対策本部を設置した場合は、道と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施する。
- (2) 本市は、政府が政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、公示した場合には、これに基づき、道および関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- (3) 本市は、感染状況に応じて柔軟かつ機動的に体制を拡充するために、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国は、新型インフルエンザ等の発生およびその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。本市は、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。また、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、道および関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

本市は、感染症危機の状況ならびに市民生活および社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- (1) 政府が政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、公示した場合には、道はこれに基づき、新型インフルエンザ等対策を関係機関と連携し適確かつ迅速に実施する。
- (2) 本市は、国および道と連携し、地域の感染状況について情報を収集し、収集した情報と国によるリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- (3) 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2. 道による総合調整

- (1) 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、道および関係市町村ならびに関係指定地方公共機関が実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- (2) また、道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告または入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。併せて、道は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、またはまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告または入院措置に関し必要な指示を出すことができる。

3-1-3. 職員の派遣、応援への対応

- (1) 道は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都府県に対して、当該医療関係者

の確保に係る応援を求める。

- (2) 本市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、特措法第26条の2第1項に基づき、道に対し、*特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

3-1-4. 必要な財政上の措置

本市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. まん延防止等重点措置および緊急事態措置の検討等について

まん延防止等重点措置および緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（「まん延防止」）の記載を参照する。

3-2-1. まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1. まん延防止等重点措置の公示までの手続等

道は、道の特定の区域において感染が拡大し、住民生活および社会経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した場合は、国にまん延防止等重点措置の指定適用を要請する。

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況または都道府県対策本部長からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。

3-2-1-2. 期間および区域の指定

道は、国からまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合は、措置を適用する区域と期間を決定する。区域の設定にあたっては、地域ごとの感染状況に応じた措置とするなど、広域性を十分に考慮した対応を検討する。

3-2-1-3. 道による要請または命令

道は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請または命令を行うにあたっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

3-2-1-4. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

道は、国からまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨の公示を受け、当該措置を実施する必要がなくなると認めるときは、速やかに措置を終了する。

3-2-2. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、市民の生命および健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続等については、上記 3-2-1のまん延防止等重点措置の手続と同様である。

3-2-3. 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、対策本部を設置する。また、市内の区域に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

本市は、緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく対策本部を廃止する。